３日付け各都道府県環境担当課、下水道関係所管課、集落排水施設担当課、財政担当課及び市区町村担当課並びに各指定都市環境担当課、下水道関係所管課、集落排水施設担当課及び財政担当課あて事務連絡。以下「令和五年度脱炭素化推進事業等の取扱いに係る事務連絡」という。）１（１）③及び④並びに２（１）③、④及び⑤において定める事業（以下「省エネ改修等事業」という。）に係る経費に充てるため令和 5 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

Y2 ＝ 0.00380

X3　令和五年度脱炭素化推進事業等の取扱いに係る事務連絡１（１）①及び②並びに２（１）①、②、⑦及び⑨において定める事業（以下「再生可能エネルギー設備整備等事業」という。）に係る経費に充てるため令和 5 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

Y3 ＝ 0.00634

X4　令和五年度脱炭素化推進事業等の取扱いに係る事務連絡１（１）⑤並びに２（１）⑥及び⑧において定める事業（以下「電動車の導入等に関する事業」という。）に係る経費に充てるため令和５年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

Y4 ＝ 0.00380

［略］

AA ＝ 0.00302

Z2　省エネ改修等事業に係る経費に充てるため令和 5 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（上水道事業に

［同左］

AA ＝ 0.00302